

鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 3月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第40号

鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則

鳥取県事務処理権限規則（平成8年鳥取県規則第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(11) 略</p> <p>(12) <u>地域事務所</u> <u>鳥取県総合事務所等設置条例</u>（平成15年鳥取県条例第40号）第2条第3項の規定により置かれる鳥取県西部総合事務所日野振興センター（以下「日野振興センター」という。）及び同条例第6条第3項の規定により置かれる鳥取県東部農林事務所八頭事務所（以下「八頭事務所」という。）をいう。</p> <p>(13) 課内室長 <u>組織規則第6条の表の第4欄</u>に掲げる市町村税制支援室、給与室、山陰海岸世界ジオパーク推進室、法人施設指導室、<u>総合支援室</u>、地域支え愛推進室、がん・生活習慣病対策室、感染症・新型インフルエンザ対策室、医療人材確保室、エネルギーシフト戦略室、水環境保全室、全国都市緑化フェア室、<u>農政課企画調整室</u>、農村整備室、水産振興室、用地室及び高速道路推進室の長をいう。</p> <p>(14) 会計担当職員 <u>組織規則第16条第8項第2号</u>に規定する課長補佐（これに相当する職の職員を含む。）のうち当該課の長があらかじめ定めた職員をいう。ただし、課長補佐を置かない場合においては、当該課の長があらかじめ定めた上席の職員をいう。</p> <p>(15) 略</p> <p>(16) 部長 <u>組織条例第14条第1項</u>に規定する<u>部局長</u>をいう。</p> <p>(17) 局長 <u>組織規則第5条第2項</u>の規定により置かれる部内局の長並びに組織規則第6条の表の第3欄に掲げる<u>経済産業総室及び雇用人材総室</u>の長（以下「総室長」という。）をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(11) 略</p> <p>(12) <u>総室内室長</u> <u>組織規則第6条の表の第3欄</u>に掲げる総室内の長をいう。</p> <p>(13) 課内室長 <u>組織規則第6条の表の第4欄</u>に掲げる<u>原子力安全対策室</u>、市町村税制支援室、給与室、山陰海岸世界ジオパーク推進室、法人施設指導室、<u>自立支援室</u>、地域支え愛推進室、がん・生活習慣病対策室、感染症・新型インフルエンザ対策室、医療人材確保室、エネルギーシフト戦略室、水環境保全室、全国都市緑化フェア室、<u>企画調整室</u>、農村整備室、水産振興室、用地室及び高速道路推進室の長をいう。</p> <p>(14) 会計担当職員 <u>組織規則第16条第7項第3号</u>に規定する課長補佐（これに相当する職の職員を含む。）のうち当該課の長があらかじめ定めた職員をいう。ただし、課長補佐を置かない場合においては、当該課の長があらかじめ定めた上席の職員をいう。</p> <p>(15) 略</p> <p>(16) 部長 <u>組織条例第14条第2項</u>に規定する<u>部局長等</u>をいう。</p> <p>(17) 局長 <u>組織規則第5条第2項</u>の規定により置かれる部内局の長並びに組織規則第6条の表の第3欄に掲げる<u>経済通商総室</u>、<u>雇用人材総室</u>、<u>産業振興総室及び森林・林業総室</u>の長（以下「総室</p>

(18) 課長 組織規則第6条の表の第3欄に掲げる課及び総室内室の長（総室長を除く。）をいう。

(19) 総合事務所長 鳥取県総合事務所等設置条例第2条第1項の規定により置かれる総合事務所（以下「総合事務所」という。）の長をいう。

(20) 総合事務所内局長 組織規則第22条各項の表の左欄に掲げる地域振興局、福祉保健局、生活環境局、農林局、県土整備局、米子県土整備局、日野振興局及び日野県土整備局の長をいう。

(専決事項)

第4条 部長、課長及び会計担当職員並びに地方機関の長（地域事務所の所管に属する事務にあつては、地域事務所の長。以下同じ。）の専決事項は、それぞれ別表第1の事務処理権限の区分の専決権者の欄に○印により定めるとおりとする。ただし、総室内室の長にあつては、同表の二の6の(三)、四の1の(一)の(3)及び(二)の(2)のイ並びに五の9の(三)に掲げる事項を除く。

2～6 略

(委任決裁事項)

第6条 知事は、別表第1及び別表第2の事務処理権限の区分の委任決裁権者の欄に○印により定めるところにより、その権限に属する事務の一部を当該○印を付けた者に委任する。ただし、総室内室の長にあつては、別表第1の三の9、10及び16の(二)並びに七の1の(一)の(3)のロに掲げる事項を、地域事務所の長にあつては、知事が別に定める特に重要な事項を除く。

2・3 略

(代決)

第9条 代決は、正当決裁権者があらかじめ定める職員が行うことができるほか、次の表の第1欄及び第2欄の区分に応じ、それぞれ当該第3欄に掲げる第1順位者が行い、正当決裁権者及び第1順位者がともに不在のときは、それぞれ当該第4欄に掲げる第2順位者が行うことができる。

本庁又は地方機関の別	正当決裁権者	第1順位者	第2順位者
略			

長」という。)をいう。

(18) 課長 組織規則第6条の表の第3欄に掲げる課の長（総室長を除く。）、総室内室長及び組織規則第16条第7項第2号に規定する副官房長をいう。

(19) 総合事務所長 鳥取県総合事務所設置条例（平成15年鳥取県条例第40号）第3条に規定する総合事務所長をいう。

(20) 総合事務所内局長 組織規則第22条の表の第2欄に掲げる局等の長をいう。

(専決事項)

第4条 部長、課長及び会計担当職員並びに地方機関の長の専決事項は、それぞれ、別表第1の事務処理権限の区分の専決権者の欄に○印により定めるとおりとする。ただし、総室内室長にあつては、同表の二の6の(三)、四の1の(一)の(3)及び(二)の(2)のイ並びに五の9の(三)に掲げる事項を除く。

2～6 略

(委任決裁事項)

第6条 知事は、別表第1及び別表第2の事務処理権限の区分の委任決裁権者の欄に○印により定めるところにより、その権限に属する事務の一部を当該○印を付けた者に委任する。ただし、総室内室長にあつては、別表第1の三の9、10及び16の(二)並びに七の1の(一)の(3)のロに掲げる事項を除く。

2・3 略

(代決)

第9条 代決は、正当決裁権者があらかじめ定める職員が行うことができるほか、次の表の第1欄及び第2欄の区分に応じ、それぞれ当該第3欄に掲げる第1順位者が行い、正当決裁権者及び第1順位者がともに不在のときは、それぞれ当該第4欄に掲げる第2順位者が行うことができる。

本庁又は地方機関の別	正当決裁権者	第1順位者	第2順位者
略			

	<p>情報の開示請求に対する決定、不存 在通知及び期間の 延長並びに同条例 第18条の2の規定 による開示請求を 拒否する決定</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 地方機関が 管理している個 人情報に係るも の</p> <p>イ 複数の地方 機関が保有し ている公文書 について取り まとめて処理 することが適 当であるもの</p> <p>ロ イ以外のも の</p> <p>(三)～(七) 略</p>												
	<p>7 鳥取県情報公開条 例(平成12年鳥取県 条例第2号)に規定 する知事の権限に属 する事務のうち次に 掲げるもの</p> <p>(一) 同条例第7条 第1項の規定によ る公文書の開示請 求に対する決定</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) (1)以外の もの</p> <p>イ 略</p> <p>ロ 地方機関が 保有している 公文書に係る もの</p> <p>(イ) 全部開 示の決定</p> <p>a 複数の 地方機関 が保有し ている文 書につい て取りま とめて処 理するこ とが適当 であるも の</p> <p>b a以外 のもの</p> <p>(ロ) 部分開 示の決定、 非開示の決 定、文書不 存在の決定 及び存否応 答拒否の決 定</p> <p>a 部分開 示の決定 及び非開 示の決定 のうち、 知事が別 に定める 特定の非 開示情報 を非開示 とするも の</p> <p>(a) 複数 の地方 機関が 保有し ている 公文書 につい て取り まとめ</p>												
	<p>情報の開示請求に 対する決定、不存 在通知及び期間の 延長並びに同条例 第18条の2の規定 による開示請求を 拒否する決定</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 地方機関が 管理している個 人情報に係るも の</p> <p>(三)～(七) 略</p>												
	<p>7 鳥取県情報公開条 例(平成12年鳥取県 条例第2号)に規定 する知事の権限に属 する事務のうち次に 掲げるもの</p> <p>(一) 同条例第7条 第1項の規定によ る公文書の開示請 求に対する決定</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) (1)以外の もの</p> <p>イ 略</p> <p>ロ 地方機関が 保有している 公文書に係る もの</p> <p>(イ) 全部開 示の決定</p> <p>(ロ) 部分開 示の決定、 非開示の決 定、文書不 存在の決定 及び存否応 答拒否の決 定</p> <p>a 部分開 示の決定 及び非開 示の決定 のうち、 知事が別 に定める 特定の非 開示情報 を非開示 とするも の</p>												

